

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月8日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	鳥栖市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.tosu.lg.jp/5672.htm

執行機関名 鳥栖市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鳥栖市育英資金貸付基金条例(平成13年条例第21号)による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 鳥栖市育英資金貸付基金条例(平成13年条例第21号)による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年六月十八日法律第九十四号)第3条	鳥栖市育英資金貸付基金条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において <u>学ぶ学生等</u> に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた <u>創造的な人材の育成</u> に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、 <u>経済的理由により修学困難な者</u> に対し、育英資金を貸し付け、奨学及び <u>人材の育成</u> を図るため、鳥栖市育英資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		・鳥栖市育英資金貸付基金条例 ・鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号	鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則第2条
②事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則第2条の採用願に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 53 条 項 1 号 ホ	鳥栖市育英資金貸付基金条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報